

株式会社ユニ・ロット「(仮称)田子町風力発電事業計画段階環境配慮書」に対する意見について

平成30年9月27日  
経 済 産 業 省  
商 務 情 報 政 策 局  
産 業 保 安 グ ル ー プ

本日、環境影響評価法第3条の6の規定に基づき、「(仮称)田子町風力発電事業計画段階環境配慮書」について、株式会社ユニ・ロットに対し、環境の保全の見地からの意見を述べた。

意見内容は別紙のとおり。

(参考) 当該地点の概要

1. 計画概要

- ・ 場 所 : 青森県三戸郡田子町、三戸町、秋田県鹿角市
- ・ 原動力の種類 : 風力(陸上)
- ・ 出 力 : 最大80,000kW

2. これまでの環境影響評価に係る手続

計画段階環境配慮書受理	平成30年 6月29日
環境大臣意見受理	平成30年 9月21日
経済産業大臣意見	平成30年 9月27日

問合せ先：電力安全課 高須賀、松橋、須之内  
電話03-3501-1742(直通)

## 株式会社ユニ・ロッド「(仮称)田子町風力発電事業計画段階環境配慮書」に対する 意見

### 1. 総論

#### (1) 対象事業実施区域の設定

本事業の事業実施想定区域の大部分が、現時点において、他事業者が計画する風力発電事業の事業実施想定区域と重複していることから、当該事業者と速やかに事業計画に係る協議・調整等を行い、方法書及びそれ以降の手続において適切な対象事業実施区域を設定した上で環境影響評価を実施すること。

また、対象事業実施区域並びに風力発電設備及び附帯設備（以下「風力発電設備等」という。）の構造・配置又は位置・規模（以下「配置等」という。）の検討においては、計画段階配慮事項に係る環境影響の重大性の程度を整理し、反映させること。さらに、保安林等については関係機関と協議・調整した上で、改変を想定しない範囲を除外すること。

上記内容について、地元関係者等に対し、丁寧かつ十分な説明を行うこと。

#### (2) 累積的な影響

事業実施想定区域及びその周辺においては、他事業者による風力発電所が稼働中又は環境影響評価手続中であることから、これらの風力発電設備等による累積的な影響が懸念される。このため、既存の風力発電設備等に対するこれまでの調査等から明らかになっている情報の収集や他事業者との情報交換等に努め、本事業との累積的な影響について、適切な予測及び評価を行うこと。また、重大な影響が懸念された場合は、適切な環境保全措置を講ずること。

#### (3) 事業計画の見直し

上記のほか、2.により、本事業の実施による重大な影響等を回避又は十分に低減できない場合は、風力発電設備等の配置等の再検討、対象事業実施区域の見直し及び基数の削減を含む事業計画の見直しを行うこと。

#### (4) 環境保全措置の検討

環境保全措置の検討に当たっては、環境影響の回避・低減を優先的に検討し、代償措置を優先的に検討することがないようにすること。

### 2. 各論

#### (1) 騒音等に係る影響

事業実施想定区域の周辺には、複数の住居が存在しており、最も近い住居は同区域から244mの距離にあることから、工事中及び供用時における騒音による生活環境への重大な影響が懸念されるため、環境保全に十全を期することが求められる。このため、風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、「風力発電施設から発生する騒音等測定マニュアル」（平成29年5月環境省）及びその他の最新の知見等に基づき、住居への

影響について適切に調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、風力発電設備等を住居から離隔すること等により、騒音等による生活環境への影響を回避又は極力低減すること。

#### (2) 風車の影に係る影響

事業実施想定区域の周辺には、複数の住居が存在しており、最も近い住居は同区域から244mの距離にあることから、供用時における風車の影による生活環境への重大な影響が懸念される。このため、風力発電設備の配置等の検討に当たっては、住居への影響について適切に調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、風力発電設備を住居から離隔すること等により、風車の影による生活環境への影響を回避又は極力低減すること。

#### (3) 鳥類に対する影響

事業実施想定区域の周辺には、希少猛禽類であるクマタカ等の生息が確認されているほか、当該区域はハクチョウ類等の渡り経路となっている可能性があることから、本事業の実施により風力発電設備への衝突事故及び移動経路の阻害等による鳥類への重大な影響が懸念される。このため、風力発電設備の配置等の検討に当たっては、専門家等からの助言を踏まえ、既設風力発電設備による影響調査等を含む鳥類に関する適切な調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、環境保全措置を講ずることにより、鳥類への影響を回避又は極力低減すること。

#### (4) 植物及び生態系に対する影響

事業実施想定区域には、自然環境法（昭和47年法律第85号）に基づく自然環境保全基礎調査の第6回・第7回（植生調査）において、植生自然度が高いとされた植生、森林法（昭和26年法律第249号）に基づき指定された保安林及び林野庁により緑の回廊に設定された森林が存在することから、本事業の実施により、植物及び生態系への影響が懸念される。このため、風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、現地調査により、自然度の高い植生及び緑の回廊等の動植物の移動経路や生育・生息地として重要な自然環境を明らかにした上で、植物及び生態系への影響について予測及び評価を行うこと。また、その結果を踏まえ、既存道路や牧野、無立木地等を活用することにより、これらの重要な自然環境の改変を回避又は極力低減すること。

#### (5) 景観に対する影響

事業実施想定区域には、景観資源である「猿ヶ平」等があり、また、同区域の周辺には、「大黒森」等の主要な眺望点が存在していることから、本事業の実施により、重要な眺望景観への影響が懸念される。このため、風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、現地調査により主要な眺望点からの眺望の特性及び利用状況を把握し、また、景観資源の特性を把握した上で、フォトモンタージュを作成し、垂直見込角、主要な眺望方向及び水平視野も考慮した客観的な予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、重要な眺望景観への影響を回避又は極力低減すること。

以上の検討の経緯及び内容について、方法書以降の図書に適切に記載すること。